

# 白川町耐震改修促進計画

策定 平成 20 年 3 月

改訂 平成 24 年 3 月

改訂 令和 7 年 4 月

改訂 令和 8 年 3 月

## 目 次

### 第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

1 想定される地震の規模	1
2 人的被害の想定	2
3 建物被害の想定	2
(1) 建物被害	
(2) 地震火災	

### 第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状	3
(1) 住宅の耐震化の現状	
(2) 特定建築物の耐震化の現状	
2 建築物の耐震化の目標	7
3 公共施設の耐震化の現状・目標	9
(1) 町有施設における耐震化	

### 第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 耐震化の課題	11
2 役割分担の考え方	11
(1) 町民・事業者の役割	
(2) 町・県の役割	
3 実施する事業の方針	12
(1) 事業の考え方	
(2) 実施する事業	
4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	12
(1) 重点的に耐震化を図る地域	
(2) 重点的に耐震化を図る建築物	
(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路	

### 第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 安心して耐震化が行える環境整備	14
(1) 白川町建築物等耐震化促進事業	
(2) 自治会・自主防災会等との連携	
2 耐震化に関する啓発及び知識の普及	15
(1) 相談体制の整備	
(2) 情報提供の充実	
3 地震時の建築物の総合的な安全対策	16
(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策	
(2) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策	
4 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	16
(1) 目的	
(2) 取組内容	
(3) 実施方法	

**第5 指導・勧告又は命令等に関する事項**

1 所管行政庁との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

**第6 建築物の耐震化の推進に関する事項**

1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

はじめに

計画策定の経緯と地震防災における位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第6条の規定に基づく、白川町の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「白川町耐震改修促進計画」という。）を平成19年度から平成27年度までの9年間を計画期間として定めている。その後、平成23年3月に発生した東日本大震災を受け、改訂を行った後、国の基本的な方針や「岐阜県耐震改修促進計画」を踏まえて「白川町耐震改修促進計画」の計画期間を令和12年度までの6年間とする改訂を行い、耐震改修の推進を図るものである。

## 第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

以下の被害想定は、平成23年度から24年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」に基づくものである。

### 1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、東海地震や東南海・南海地震の発生の危険性が高まっている。

県が平成23年度から平成24年度にかけて実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」調査では平成15年度に実施した「岐阜県東海地震等被害想定調査」及び平成9年度に実施した「岐阜県地震被害想定調査」を踏まえ、表1-1のとおり県内において特に大きな被害をもたらすと見られる複合型東海地震及び主要な4つの活断層による内陸直下型地震（阿寺断層系地震、跡津川断層地震、養老-桑名-四日市断層系地震、高山・大原断層帯地震）を想定される地震としている。

南海トラフの巨大地震については、県全域が震度5強以上の揺れに見舞われ、県南部を中心に震度6弱の揺れになると予測している。

また、4つの内陸直下型地震については、それぞれの断層が存在する圏域において震度5強以上の揺れになり、一部においては震度7程度の揺れが発生すると予測される。

表1-1 想定される地震の規模

想定地震 \ 地震の規模	最大震度	PL値（液状化指数）*
南海トラフの巨大地震	5.74（震度6弱）	25.77
阿寺断層系地震	6.11（震度6強）	24.65
跡津川断層地震	5.32（震度5弱）	0.00

養老一桑名 四日市断層帯地震	5.33（震度5強）	0.00
高山・大原断層帯地震	5.34（震度5強）	0.23

※PL値（液化化指数） PL値>15：液化化の可能性が大 5<PL値≤15：液化化の可能性が中

出典：平成23～24年雄 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査

## 2 人的被害の想定

想定地震における被害想定は、表1-2のとおりである。地震発生時間を冬の平日午後6時（火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる）と、冬の平日午前5時（建物内人口が最も多く、建物倒壊による人的被害が大きくなる）を想定しているが、ここでは最も人的被害の大きい冬の平日午前5時を記載する。

表1-2 想定される人的被害

（単位：人）

想定地震	死者数	重傷者数	軽傷者数	要救出者数 <sup>※</sup>	避難者数
南海トラフの巨大地震	1	2	89	2	282
阿寺断層系地震	20	32	317	24	682
跡津川断層地震	0	0	21	0	37
養老一桑名 四日市断層帯地震	0	0	5	0	9
高山・大原断層帯地震	0	0	23	0	42

※要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

出典：平成23～24年 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査

## 3 建物被害の想定

想定地震における被害想定では、建物被害は表1-3のとおりである。焼失棟数については最も建物被害の大きい冬の平日午後6時（火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる）を記載する。

### （1）建物被害

町内の建物は建築年の古い木造家屋が多いため、特に阿寺断層系地震の場合1,700棟を超える建物が全半壊すると予測される。

### （2）地震火災

想定地震における消失建物は、南海トラフの巨大地震と阿寺断層系地震で計2棟、その他の地震では0棟と予測されているが、全壊または半壊棟数を考慮すると建物火災についても十分な注意が必要である。

表1-3 想定される建物被害

(単位：棟)

想定地震	建物被害 (棟数)		焼失棟数
	全壊	半壊	
南海トラフの巨大地震	123	610	1
阿寺断層系地震	325	1408	1
跡津川断層地震	1	109	0
養老-桑名 四日市断層帯地震	0	28	0
高山・大原断層帯地震	2	123	0

出典：平成23～24年 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査

## 第2 建築物の耐震化に係る目標

### 1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に建築された建築物を「**新基準建築物**」、これより前に建築された建築物を「**旧基準建築物**」という。

「**建築物の耐震化**」とは、建築物の地震に対する安全性を確保することであり、「**耐震化されている建築物**」とは、新基準建築物、耐震診断結果により耐震性を満たす建築物（以下「**耐震性を満たしている建築物**」という。）及び耐震改修・建て替えにより耐震化した建築物（以下「**耐震化した建築物**」という。）をいう。

この「耐震化されている建築物」の「建築物の全数」に対する割合を「**耐震化率**」という。

「**耐震改修**」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備をすることであり、このうち増築、改築を伴わない修繕若しくは模様替えを「**耐震補強**」という。

「**建て替え**」とは、耐震性が不十分な建築物を除却し、新築することをいう。

「**耐震性が不十分な建築物**」とは旧基準建築物のうち、耐震診断結果から耐震性が不十分であるもの及び耐震改修が行われていないもののどちらにも該当するものをいう。

#### (1) 住宅の耐震化の現状

町内の建築年代別住宅数は、令和6年度固定資産課税台帳データを分析した結果、表2-1のとおりであり、住宅総数に対する木造住宅の割合は96%である。

表2-1 建築年代別住宅数（令和7年1月1日現在）

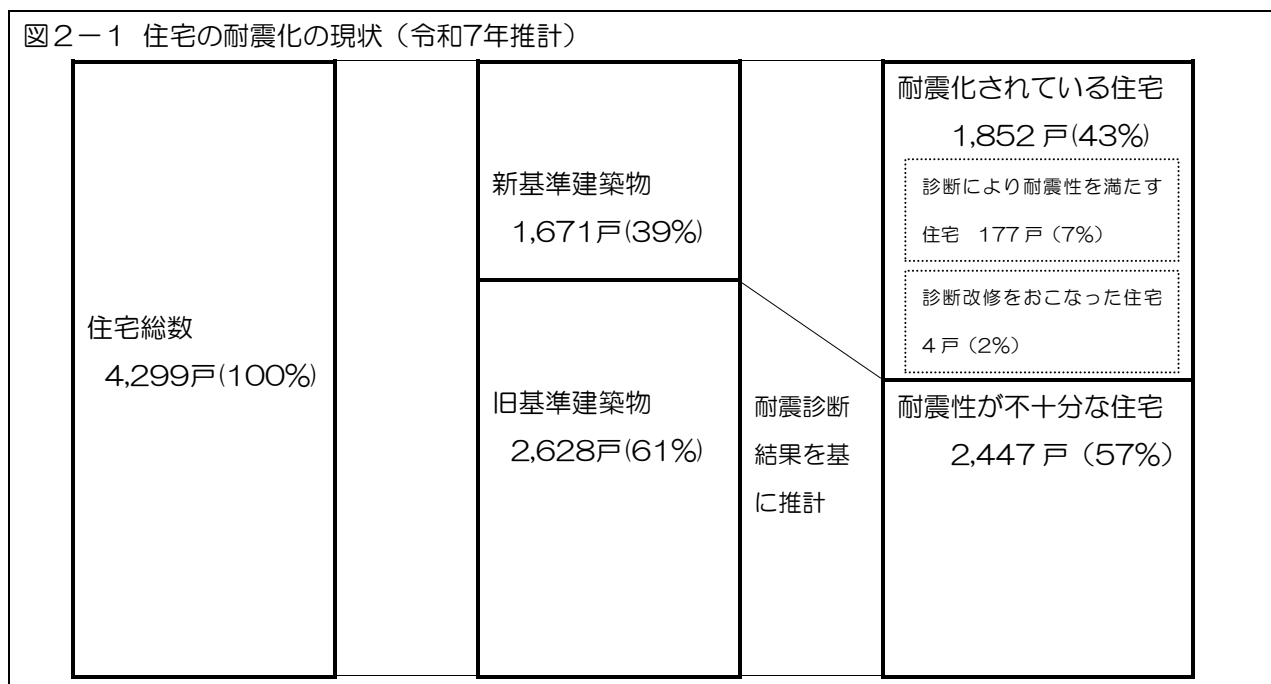
（単位：戸）

建築年	総数	住宅の種類		構造					
		専用住宅	併用住宅	木造	防火木造	RC SRC	鉄骨	その他	
旧基準	昭和35年以前	1,610	1,486	124	1,570	0	6	28	6
	昭和36年～45年	217	186	31	197	0	19	0	1
	昭和46年～55年	801	749	52	763	0	21	15	2
	計	2,628	2,421	207	2,530	0	46	43	9
新基準	昭和56年～60年	252	239	13	240	0	2	9	1
	昭和61年～平成2年	268	252	16	250	0	6	11	1
	平成3年～7年	330	318	12	304	0	1	18	7
	平成8年～12年	292	292	0	269	0	0	7	16
	平成13年～17年	278	270	8	252	0	2	9	15
	平成18年～22年	92	82	10	83	0	7	2	0
	平成23年～27年	81	80	1	78	0	1	1	1
	平成28年～令和2年	43	43	0	41	0	1	1	0
	令和3年～7年	35	35	0	34	0	0	0	1
計	1,671	1,611	60	1,551	0	20	58	42	
合計 （建築の時期「不詳」を含む。）	4,299	4,032	267	4,143	0	60	73	45	

「新基準建築物の住宅」については1,671戸（全体の約39%）、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は4戸（旧耐震基準棟数の約2%）、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については耐震診断結果からの推計により約177戸（旧耐震基準棟数の約7%）であることから、町内の住宅総数約4,299戸のうち約1,852戸（約43%）が「耐震化されている住宅」と推計できる。

参考資料：固定資産課税台帳より

図2-1 住宅の耐震化の現状（令和7年推計）



(2) 特定建築物の耐震化の現状

耐促法第6条に定める特定建築物（以下「特定建築物」という。）の用途、規模の要件は、表2-2のとおりである。

なお、特定建築物のうち耐促法第6条第1号に定める学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物を「1号特定建築物」、同条第2号に定める火薬類、石油類その他政令で定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、同条第3号に定める地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を「3号特定建築物」という。

表2-2 特定建築物一覧

号	NO	用途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		若しくは養護学校	
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	
11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	

	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホーム その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所	階数2以上かつ1,000㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上
2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物

町内の特定建築物の現状は、町が平成18年度に行った特定建築物の実態調査によると、表2-3のとおりである。

表2-3 特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

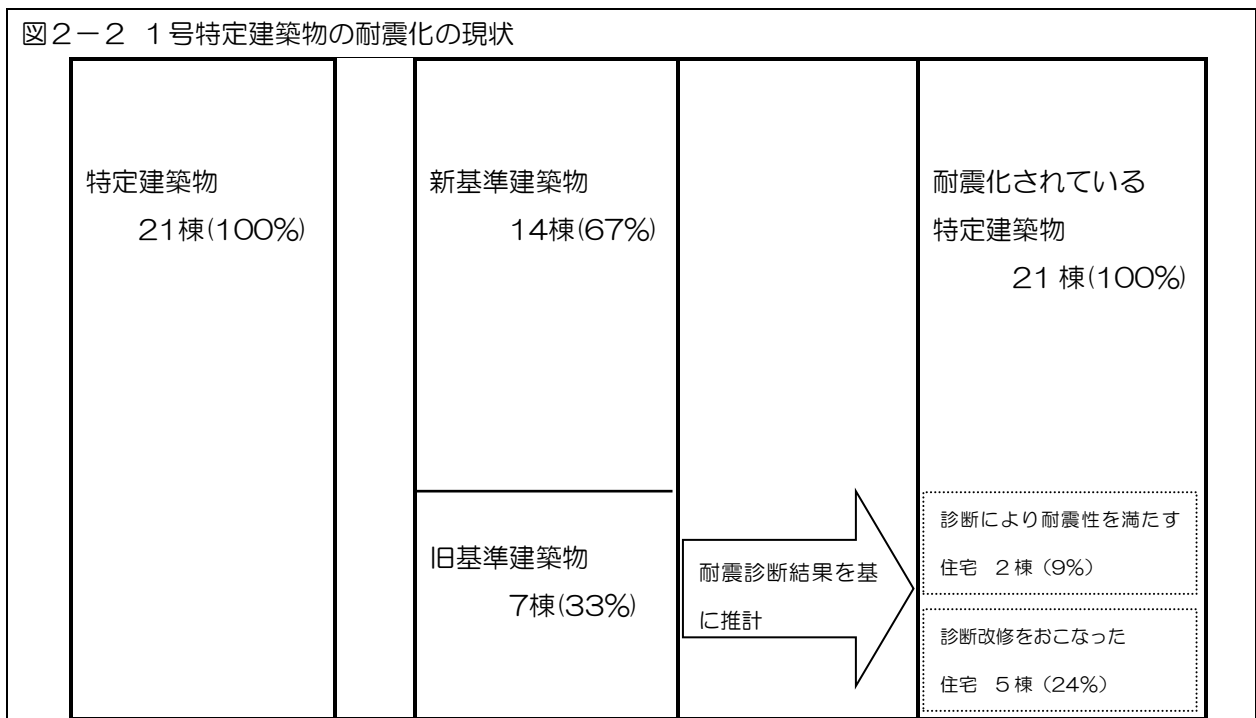
特定建築物の種類	耐震化の現状	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化の現状		耐震化 されて いる建 築物 F=B+D+E	耐震化 率 G=F/A (%)
					耐震改 修実施 済み D	耐震性 を満た す E		
1号	防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	14	7	7	5	2	14	100
	不特定多数の者が利用する建築物 (劇場、集会場、店舗、ホテル等)	1	1	0	0	0	1	100
	特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所、工場等)	6	6	0	0	0	6	100
	計	21	14	7	5	2	21	100
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に 供する建築物	0	0	0	0	0	0	0
3号	地震によって倒壊した場合において	127	11	116	0	0	11	9

号	道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物							
---	------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

1号特定建築物については、「新基準建築物」が14棟（全体のうち67%）、「旧基準建築物」7棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が5棟（全体のうち24%）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が2棟（全体のうち9%）であることから、「耐震化されている建築物」は21棟となり、町内の1号特定建築物の全てが耐震化されている。

2号特定建築物は町内においては0棟である。

3号特定建築物については、「新基準建築物」が11棟（9%）、「旧基準建築物」116棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が0棟（0%）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が0棟（0%）であることから、「耐震化されている建築物」は11棟となり、町内の3号特定建築物、総数127棟のうち9%が耐震化されていると推計できる。



## 2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した兵庫県南部地震では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となった。また、平成16年の新潟県中越地震においても人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震では現行基準に適合する建築物においては、さほど揺れによる大きな被害が見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

町民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るため、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を、計画的かつ効果的に推進していく。

## これまでの白川町の取り組み

- 建築物の耐震改修の促進のため、平成18年度から木造住宅耐震に関する無料相談会を実施している。
- 特に過去の地震において被害が多かった、いわゆる旧基準の木造住宅耐震診断に対する補助制度を実施している。今後は耐震補強に対する補助を実施するよう取り組んでいる。
- 町有施設について、施設所有者として「町民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、耐震診断を実施している。今後は計画的かつ早期に耐震補強を実施するよう取り組んでいる。

## 県の耐震改修促進計画（抜粋）

### 建築物の耐震化の目標

住宅の耐震化率 令和12年までに95%

## 国の基本方針（抜粋）

### 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画及び防災基本計画、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下型地震緊急対策基本方針計画における目標を踏まえ、令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの白川町の取り組み、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために、**住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和12年度までに9割にすることを目標**とする。耐震化率9割を達成するため、住宅については約550戸の耐震化が必要。耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

なお、目標の達成状況等については、5年ごとに見直しを行う。

図2-3耐震化の目標の考え方

		現況耐震化率	目 標	目標耐震化率
国	住 宅	82%	南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画による目標を踏まえ設定	95%
	多数利用の建築物	85%		95%
県	住 宅	83%	国の基本方針及び岐阜県強靱化計画を踏まえ設定	95%
	多数利用の建築物	88%		95%
町	住 宅	43%	国の基本方針及び岐阜県耐震改修促進計画と町の実状を踏まえ設定	60%
	多数利用の建築物	100%		100%

図2-4 住宅・建築物の耐震化の目標（令和7年度）

■住宅		■特定建築物（1号）	
耐震化されている住宅 1,852戸(43%)	耐震化されている住宅 2,579戸(60%) 診断により耐震性を満たす住宅 177戸(4%) 診断改修をおこなった住宅 550戸(13%)	耐震化されている特定建築物 21棟(100%) 診断により耐震性を満たす住宅 2棟(10%) 診断改修をおこなった住宅 5棟(24%)	耐震化されている特定建築物 21棟(100%) 耐震診断・建て替えの検討
耐震性が不十分な住宅 2,447戸(57%)	耐震性が不十分な住宅 1,720戸(40%)		
令和7年度	令和12年度	令和7年度	令和12年度

### 3 公共施設の耐震化の現状・目標

災害時に庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点として、多くの公共施設が被災後の応急対策活動の拠点として活用される。公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能の確保ばかりでなく、防災拠点としての迅速な対応につながり大変重要であることから、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位

付けを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進める。

## (1) 町有施設における耐震化

### ア 耐震化の現状

町有施設における特定建築物（以下「町有特定建築物」という。）の耐震化の現状は、町が平成18年度に行った特定建築物の実態調査をもとに令和7年現在では、表2-4のとおりである。

表2-4 町有特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

耐震化の現状	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震改 修実施 済み D	耐震性 を満た す E	耐震化 されて いる建 築物 F=B+D+E	耐震化 率 G=F/A (%)
防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	11	4	7	5	2	11	100
不特定多数の者が利用する建築物 (劇場、集会場、店舗、ホテル等)	1	1	0	0	0	1	100
特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所、工場等)	3	3	0	0	0	3	100
計	15	8	7	5	2	15	100

町有特定建築物については「新基準建築物」が8棟（全体の53%）「旧基準建築物」7棟のうち「耐震改修実施済みのもの」が5棟（71%）「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が2棟（29%）であることから「耐震化されている建築物」は15棟となり、町有特定建築物の全てが耐震化されている。

### イ 耐震診断結果の公表

町有特定建築物については、施設を利用する町民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果の公表に取り組む。

### ウ 耐震化の目標

町有特定建築物について、町は特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「町民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、特に耐震診断の結果如何に問わず、定期的な診断及び評価を行う。また、他計画とも調整しつつ、計画的な建て替え等の計画を検討していく。

## 第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

### 1 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進するためには、次のような課題（耐震化を阻害する要因）に対して、適切な施策を実施していく必要がある。

#### ◎建築物の耐震化を促進するための課題

- 建築物の耐震化を支援する補助制度を知らない。
- 補強工事にお金がかかる。また、補強の効果が信用できない。
- 自分の家・建物は大丈夫だと思っている。（地震は来ないと思っている。）
- 誰に頼んでいいかわからない。
- 改修工事にはトラブルが多いと聞いている。
- 改修に伴い、増改築を行う場合、現行基準に適合させることが要求される。
- 大規模な建物では、関係者の調整が複雑。

### 2 役割分担の考え方

これまで町では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、町民、事業者、市町村及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

町民、事業者、町及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

#### （1）町民・事業者の役割

- 町民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。
- 町民及び事業者は、所有する特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

#### （2）町・県の役割

- 町及び県は、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。
- 町及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- 所管行政庁※である県は、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

- ・町及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

※所管行政庁とは耐促法第2条に定める建築主事を置く市町村の長をいい、その他の市町村については都道府県知事をいう。

### 3 実施する事業の方針

#### (1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

新基準建築物についても、構造種別に応じた法改正、告示基準の制定がなされており、また耐震強度偽装問題に端を発した建築物の安全性の確保が求められている。国・県の動きに呼応し、町民の安全安心に向けた対策を推進し、さらなる建築物の安全性の確保に取り組む。

#### (2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための優遇措置として、建築物が個人財産であることや町の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断に対する支援を継続し、新たに耐震改修に対する支援を実施するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

### 4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

#### (1) 重点的に耐震化を図る地域

白川町は、南海トラフの巨大地震及び阿寺断層系地震の発生において、黒川地区、佐見地区の震度分布が特に高い状況を示すとともに、河川沿いの集落形成部においても地盤の弛みによる高い震度分布を示していることから、町内全域を重点的に耐震化を図る地域とする。

## (2) 重点的に耐震化を図る建築物

ア 住宅については、旧基準建築物の木造住宅の過去の地震における被害状況、新基準建築物の構造種別に応じた法改正、告示基準の制定等を踏まえ、全ての住宅を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。このうち旧基準建築物に該当する木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

イ 1号特定建築物については多数の者が利用する建築物であり、地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから全ての特定建築物を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

このうち、地震が発生した際に応急対策活動の拠点となる災害対策本部及び支部の庁舎、並びに警察及び消防の庁舎、医療活動拠点となる病院・診療所、避難収容拠点となる学校、要介護施設である社会福祉施設等その他の防災上重要な建築物については「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、地震発生時の建築物の倒壊による周辺市街地への影響や人的被害発生懸念等から、不特定多数が利用する特定建築物については「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

ウ 特定建築物に該当しない保育園、町営住宅、公民館などの町有建築物についても、町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から耐震改修、建て替え、使用中止または除却を検討するなど「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

エ 文化財等が収蔵されている建築物についても、後世に引き継ぐべき貴重な財産を守る観点から耐震改修、建て替えを検討するなど「耐震化を図る建築物」とする。

## (3) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要がある、その経路の確保が重要である。

町では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連絡する道路として、白川町地域防災計画において緊急輸送道路を指定している。また、岐阜県地域防災計画においても緊急輸送道路を同様に指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）が図られている。

このため、耐促法第6条第3項第1号に基づく「建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路」として、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から3次までの緊急輸送道路、町地域防災計画に定められた緊急輸送道路を指定し、**沿道の建築物の耐震化を図ることを目標**とする。

## 第4 建築物の耐震化を促進する施策

### 1 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

#### (1) 白川町建築物等耐震化促進事業

##### ア 白川町建築物等耐震化促進事業の概要<sup>※1</sup>

旧基準建築物の木造住宅において、耐震診断に対する補助を平成16年度から県と共同で実施、また、耐震補強工事に対する補助を平成20年度から県と共同で実施している。

##### イ 白川町建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表4-1のとおりである。

表4-1 耐震化に係る補助の状況

(単位：件)

補助事業の種類	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
木造住宅耐震診断補助事業	5	2	2	1	1	2	2	6
木造住宅耐震補強工事費補助	—	—	—	—	—	—	—	—

補助事業の種類	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
木造住宅耐震診断補助事業	5	1	7	7	2	3	2	1
木造住宅耐震補強工事費補助	—	3	—	—	1	—	—	—

補助事業の種類	R2	R3	R4	R5	R6	R7
木造住宅耐震診断補助事業	1	0	0	0	1	2
木造住宅耐震補強工事費補助	—	—	—	—	—	—

※1 「—」は事業を未実施

#### (2) 自治会・自主防災会等との連携

地震防災対策では「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方が重要である。自治会・自主防災会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、町はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じる。

## 2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

### (1) 相談体制の整備

#### ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近で気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧し、さらに、相談士の制度について無料相談会等で周知を図っていく。

#### イ 建築相談窓口

町民が気軽に建築物に係る相談ができるよう「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、町民からの相談に応じていく。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として町民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、町民の相談に積極的に応じていく。

#### ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

町等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県からの専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

### (2) 情報提供の充実

#### ア パンフレットの作成・配布

町は、町民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について町民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

#### イ 各種広報媒体を活用した周知

インターネット等を活用し、広く町民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。町広報、自治会回覧板を活用した普及・啓発を実施する。

#### ウ 町等主催の説明会の開催

自治会単位等で説明会、講習会を開催し、県へ講師の派遣を依頼するなど、耐震化に係る情報提供を行う。

#### エ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、町民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効である。

このようなマップを活用することで、地震対策の推進に寄与することから、平成20年度に地震による揺れやすさのわかる地震ハザードマップを作成し、各戸配布した。

### 3 地震時の建築物の総合的な安全対策

#### （1）地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、天井の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策の必要性が指摘されている。このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

#### （2）地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等の活用を促進し、敷地の安全対策を推進する。

また、宅地の安全性を確認し、想定される地震に対する宅地の安全性を確保するため、地震ハザードマップ等に「がけ崩れ」等のおそれのある急傾斜地の情報を盛り込み、建築物の被害の軽減を図る。

### 4 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

#### （1）目的

本プログラムでは、住宅耐震化に係る取組みを位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力的に推進することを目的とし、本計画を補完する施策として位置づける。

#### （2）取組内容

##### ア 住宅の耐震化に対する支援

木造住宅の無料耐震診断を実施

木造住宅に係る住宅耐震改修工事費に対する一部補助を実施

- 木造住宅に係る耐震シェルター設置事業費に対する一部補助を実施
- イ 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組み
    - 旧基準住宅所有者に対するダイレクトメールや個別訪問の実施
  - ウ 耐震診断支援をした住宅に対して耐震改修を促す取組み
    - 耐震診断結果報告時に耐震改修を促す
    - 診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない旧基準住宅所有者に対してダイレクトメール等により耐震改修を促す
  - エ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組み
    - 岐阜県建築物地震対策推進協議会において開催する、住宅リフォーム事業者向け講習会の案内を行うなど、技術力向上の促進を行う
  - オ 耐震化の必要性に係る普及・啓発
    - 広報を通じて耐震改修の必要性の周知を行うとともに無料耐震診断事業への啓発を行う

### (3) 実施

本プログラムに基づく取組みについて、実績に関する自己評価を行い、進捗状況を把握し、検証、ホームページにより公表する。

## 第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

### 1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。そのため、所管行政庁である県と十分連絡調整を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

## 第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

### 1 計画の推進体制

県、所管行政庁、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換等による連携を行い、建築物の耐震化を推進する。